

日本シェーグレン病学会奨励賞規約

1.名称

この賞は「日本シェーグレン病学会奨励賞」と称する。

2.目的

若手によるシェーグレン病および関連疾患の基礎的あるいは臨床的研究の振興をはかることを目的とする。

3.応募規定

1)受賞者の資格

- (1)日本シェーグレン病学会（本会）会員。
- (2)シェーグレン病および関連疾患の基礎的および臨床的研究を担う、若手研究者(原則 40 歳)。

2)候補論文の提出はつぎによる。

- (1)論文の内容は、シェーグレン病および関連疾患の基礎的または臨床的研究に限るものとする。
- (2)日本での基礎的あるいは臨床的研究であること。
- (3)対象論文は、当該年度学術集会開催前年の 1 月から 12 月までの間に発表（オンラインまたは冊子体）された原著論文とする。
- (4)掲載誌はレフェリー制のある学術雑誌であり、インパクトファクターを取得していること。
- (5)候補者は、筆頭著者または corresponding author であること。
- (6)対象論文での応募は、筆頭著者ないしは corresponding author のどちらか 1 回に限定する。

本学会ホームページから、応募用紙をダウンロードし、記載の上、上記(1)～(6)の要件を満たす本会奨励賞候補論文 1 編（PDF）とともに電子メールに添付し、学会開催の 2 ヶ月前まで（年次毎にホームページに掲示）に本会事務局宛に送信する。

申請書提出先： メールアドレス：info@sjogren.jp

日本大学医学部 内科学系血液膠原病内科学分野 内
日本シェーグレン病学会事務局 宛
〒173-8610 東京都板橋区大谷口上町 30-1
TEL 03-3972-8111（内線 2400）

4.選考方法

- 1)選考委員：理事長、前会長、現会長、次会長の 4 名を選考委員として委嘱する。
 - 2)選考要領：学術集会開催以前に選考委員会を招集して受賞者を内定し理事会の承認を得る。
- ※応募内容について審議が必要な場合は選考委員会の判断に委ねる。

5.受賞及び伝達の方法

- 1)本賞受賞者には学術集会の席上で会長より賞品、賞状を贈呈する。
- 2)当該年度の受賞対象者は5名以内とし、副賞は別に定める。

6.この規約の改正は、理事会の議決による。

7.この規約は、2026年の本会に係わる選考から適用する。